

公募型総合評価決定方式（業務体制確認タイプ）に係る手続開始の公示

次のとおり一般競争入札に付しますので、入札参加希望者は参加表明書及び技術資料を提出されたく公募します。

2026年1月13日
首都高速道路株式会社
代表取締役社長 寺山 徹

1 業務概要

(1)業務名 (負) 新大宮上尾道路（与野～上尾南）本線6～16号橋設計図書作成他業務

(2)業務内容

本業務は、新大宮上尾道路（与野～上尾南）本線6～16号橋に関する工事発注に向けた資料作成及び設計図書の整理等を行うものである。

<業務内容>

- ①過年度業務成果の情報収集整理
- ②過年度業務成果の数量まとめ
- ③基本条件図書作成

(3)履行期間

契約締結日の翌日から360日間

(4)その他

- ①本業務は、参加表明書及び技術資料の提出を受け、競争参加資格が確認された者のうちから、競争入札により、入札金額と技術資料を総合評価して落札者を決定する公募型総合評価決定方式（業務体制確認タイプ）である。落札者の決定方法等の詳細については、現場説明書1(13)に記載のとおりである。
- ②本業務は、参加表明書の提出及び入札を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、契約責任者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては4(1)に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式第1）を提出するものとする。
- ③その他については、電子入札留意事項によることとする。

2 競争参加資格

(1)首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成23年準則第1号）第73条の規定に該当しない者であること。

(2)首都高速道路株式会社における2025・2026年度競争参加資格の「橋梁設計」の認定を受けている者であること。

(3)参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、競争に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（詳細は「資本関係・人的関係がある者同士の競争参加制限について（https://www.shutoko.co.jp/business/bidinfo/data/kanke_seigen/）」に記載）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、調査・設計業務請負現場説明書の説明事項1(11)ウの記載に抵触するものではないことに留意すること。

(4)業務実施上の条件

①法人に必要とされる業務の実績

当該業務に参加希望する法人は、2015年度以降に、以下に掲げる要件を全て満たす業務を完了した実績を有すること。ただし、同一の業務で各実績を有する必要はない。同一の業務の場合、その業務実績を1件の業務実績とする。同一の業務でない場合、両方の業務実績を併せて1件の業務実績とする。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。

- イ 道路橋（歩道橋を除く。以下同じ）の上部概算設計※1 又は上部実施設計※2 業務
- ロ 道路橋の下部概算設計又は下部実施設計業務

※1 概算設計とは、次のいずれかの業務をいう。以下同じ。

- ・首都高速道路株式会社における「概算設計」業務
- ・国土交通省における「予備設計」業務
- ・その他発注機関における国土交通省の「予備設計」と同等の業務

※2 実施設計とは、次のいずれかの業務をいう。以下同じ。

- ・首都高速道路株式会社における「実施設計」業務
- ・国土交通省における「詳細設計」業務
- ・その他発注機関における国土交通省の「詳細設計」と同等の業務

②予定管理技術者に必要とされる要件

イ 技術者資格

技術士 [建設部門 (鋼構造及びコンクリート)] 又は RCCM (鋼構造及びコンクリート)

なお、外国資格を有する技術者（我が国及び WTO 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又は RCCM 相当との国土交通大臣認定を受けている必要がある。

ロ 業務実績

2015 年度以降に完了した、以下に示される同種又は類似業務の実績を有さなければならぬ。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が 60 点未満のものを除く。

同種業務：以下に掲げる要件を全て満たす業務を完了した実績を有すること。ただし、同一の業務で各実績を有する必要はない。同一の業務の場合、その業務実績を 1 件の業務実績とする。同一の業務でない場合、両方の業務実績を併せて 1 件の業務実績とする。

- 1) 道路橋の上部概算設計又は上部実施設計業務
- 2) 道路橋の下部概算設計又は下部実施設計業務

類似業務：以下に掲げる要件を全て満たす業務を完了した実績を有すること。ただし、同一の業務で各実績を有する必要はない。同一の業務の場合、その業務実績を 1 件の業務実績とする。同一の業務でない場合、両方の業務実績を併せて 1 件の業務実績とする。

- 1) 橋梁（歩道橋を除く。以下同じ）の上部概算設計又は上部実施設計業務
- 2) 橋梁の下部概算設計又は下部実施設計業務

(5)参加表明書の提出期限の日から開札のときまでに、当社から競争参加停止措置（平成 17 年準則第 22 号）基づく競争参加停止を受けていないこと。

3 技術資料の評価基準

(1)技術資料による評価

- ①法人の業務実績
- ②予定管理技術者の技術資格
- ③予定管理技術者の同種又は類似業務の実績

4 手続等

(1)担当部局

首都高速道路株式会社 更新・建設局 総務・経理課

〒101-0054

東京都千代田区神田錦町 2-2-1 (KANDA SQUARE 17 階)

TEL : 03-6803-3696

(2) 現場説明書・技術資料作成要領等の交付期間及び方法

①交付期間：2026 年 1 月 13 日（火）から 2026 年 1 月 30 日（金）午後 4 時まで

②方法：下記サイトより参加希望者に無償で交付する。

- ・首都高速道路株式会社ホームページ（入札公告等）
(<https://www.shutoko.co.jp/business/bid>)

③交付資料のダウンロード操作手順：

上記サイトにて、該当業務の交付資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報（会社名、担当者名、連絡先等）を入力する。登録確認メール（ダウンロード先URL及びダウンロード先パスワードの通知）を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロードする。なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法（CD-R等の配布）により無償で交付するので、上記(1)の担当課まで申し出ること。

(3)参加表明書及び技術資料の提出期限、提出場所及び提出方法

①電子入札システムによる場合

参加表明書（電子入札システムにより提出すること。）

・受付期間：2026年1月13日（火）午前10時から2026年1月30日（金）午後4時まで

技術資料

〈持参の場合〉

・受付期間：2026年1月13日（火）から2026年1月30日（金）までの毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。）、午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

・受付場所：上記4(1)に同じ。

〈郵送の場合〉

・受付期間：2026年1月13日（火）から2026年1月29日（木）まで

・郵送方法：書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。なお、郵送提出する旨を事前に上記4(1)に記載の担当部局まで連絡すること。

・郵送先：上記4(1)に同じ。

②紙入札による場合

参加表明書及び技術資料

〈持参の場合〉

受付期間及び受付場所は、上記4(3)①〈持参の場合〉のとおり。

〈郵送の場合〉

受付期間、郵送方法及び郵送先は、上記4(3)①〈郵送の場合〉のとおり。

5 その他

(1)手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)契約書の作成要否 要（本件は電子契約を推奨する。）

(3)関連情報を入手するための照会窓口は上記4(1)に同じ。

(4)電子入札システムの稼動時間は、休日を除く午前8時から午後10時まで。

(5)障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は、次のとおりとする。

電子入札ヘルプデスク 電話 0570-021-777

（平日のみ午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。））

Mail : sys-e-cydeenaspelp_rx@ml.hitachi-systems.com

(6)入札参加希望者が電子入札システムで書類を提出した場合には、受付票及び競争参加資格確認通知書を電子入札システムで入札参加希望者に送付するので、必ず確認を行うこと。

(7)本掲示に関して詳細不明な点については、上記4(1)に掲げる担当課に照会すること。

(8)詳細は現場説明書及び技術資料作成要領による。